



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 148 ●

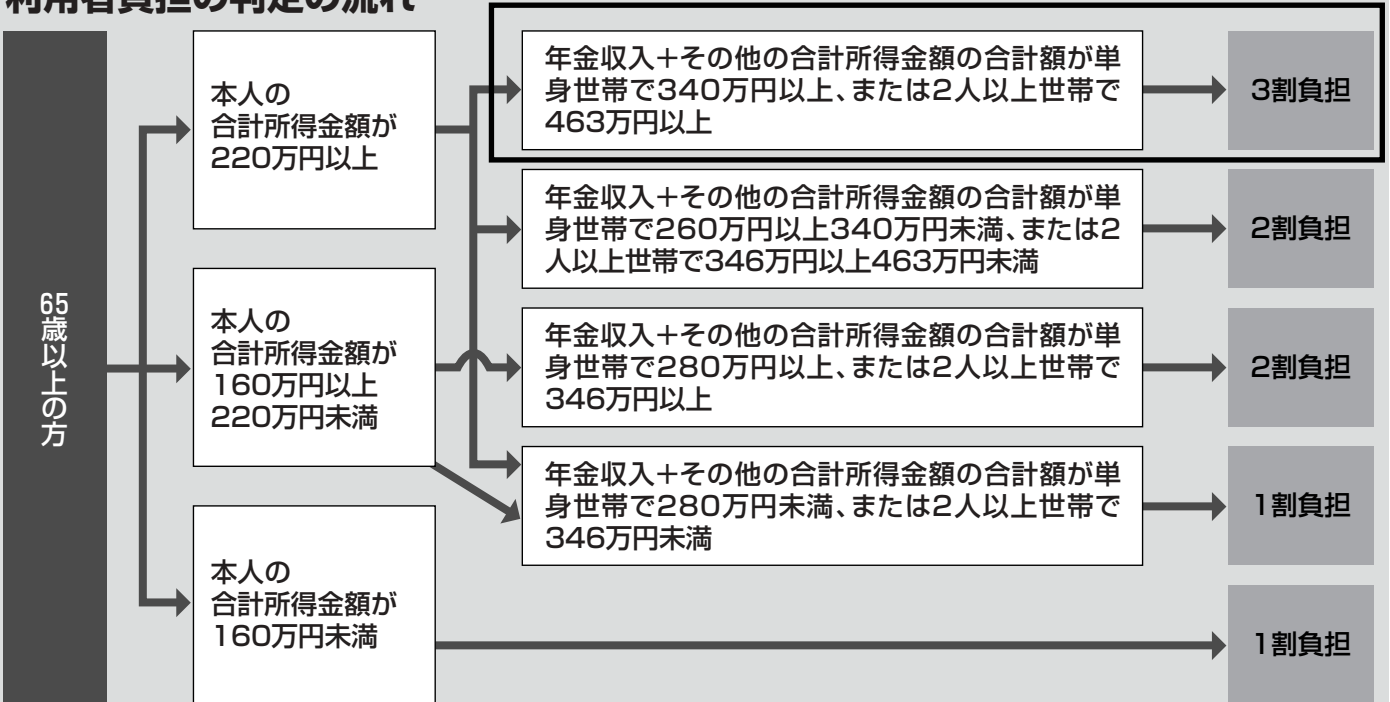
負担割合の改正について

平成30年8月から、一定額以上の所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が3割になります

介護サービスを利用する場合には、かかる費用のうち一定割合を利用者が負担します。

この利用者負担の割合は、これまで1割または2割でしたが、一定額以上の所得がある方は、8月から3割を負担することとなります。※65歳以上の方(第1号被保険者)のみ

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。



●黒潮町の負担割合証(右図参照)

初めて要介護認定を受けた時には結果通知と一緒に、すでに認定のある方は毎年7月末に発行されます。

※要介護認定期間が7月末までの方は、8月1日からの認定が決まった時に認定証と一緒にお送りします。

| 介護保険負担割合証 | |
|------------------|--------------------|
| 交付年月日 | |
| 番号 | |
| 被保険者 | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 性別 |
| 利用者負担の割合 | 適用期間 |
| 割 | 開始年月日 終了年月日 |
| 割 | 開始年月日 終了年月日 |
| 保険者番号及び保険者の名称及び印 | 3 9 4 2 8 8 黒潮町 |

色：ふじ色

介護保険料は大切な財源です。安心して便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116